

政府が休暇に入る前に、規制に関して どのようなアンテナを張っておくべきか？

文：キム・スマウター・ウマンス

多くの国では、7月と8月はいわゆる「政府の休暇期間」を意味しています。学校同様、政府も休暇に入り、議員達が急いで近隣ビーチに向かい、東の間の休暇とリラクゼーションを満喫している間、立法に関する業務は一旦休止します。つまり、多くの国では制定過程が大幅に減速します。この期間は、政府が通常業務に戻り、法律制定という骨の折れる作業が再開される前に、私達がどのような事柄にアンテナを張るべきかを考える絶好のチャンスです。

先月、ESOMARの法務委員会は今後制定される予定の法案について話し合いました。業界最大手企業からトップの法律顧問と特別監査責任者達が3ヶ月に1回開催される会議に参加するため、アムステルダムに集結しました。話題はいつもと同様、データ保護とプライバシーに関する最新の大きな規制改正に集中しました。しかし、今では有名になったGDPRだけに集中してしまうのは、この業界の戦略プランナーとしては大間違いです。

新しい2018年版カリフォルニア州消費者権利法

例えば、貴方は新しいカリフォルニア州消費者権利法についてご存知ですか。知らなかったとしても、誰にも咎められないでしょう。カリフォルニア州政府は、記録的な短期間で新しいプライバシー法を導入しました。この法令は、住民投票によってより広範な市民法が採択されるのを防ぐことを目的としています。

GDPRと、近年の情報漏洩や個人情報悪用の悪用につつまるスキャンダルに触発されて通ったこの法令は、2020年までにカリフォルニア州の要求事項をGDPRに近づけるものです。違反の際の罰金は、紛失・漏洩された記録1件につき最大US\$7,500と予見されています。この「記録」は、IPアドレスという小さな単位でも1件と見なされます。この法令には、消費者によるアクセスの権利、その他の目的（特に商業目的）での更なるデータ活用を制限する権利、そしてデータの使用方法に関するより厳しい開示規則なども含まれています。

e プライバシー法 - GDPR の妹 (又は兄弟もしくは弟?)

EU による商業的観点からの個人情報の収集及び使用を管理する新しい法令の考案は、もう終了したと置いていたとしても許されるかもしれません。しかし、これほど真実とかけ離れている事はありません。現在、EU は e プライバシー規則の改正を協議しています。e プライバシー規則は、通信の機密性を管理しているものです。最も認識しやすく分かりやすい事例は、ウェブサイトを開いた際のクッキー使用の同意を求めるポップアップ表示です。

新しい e プライバシー法は、GDPR と同等レベルの罰金を科します (覚えているかもしれませんが、罰金は 2000 万ユーロ又はグローバルにおける年間売上高の 4% の、より高い方となります)。e プライバシー規則は多くのオンラインサービスへの同意を要し、またこの同意は情報、選択肢及び明瞭さにおいて、GDPR によって定められた最も高い水準を満たさなければなりません。プライバシーへの影響が最小限か、もしくは全くない多くのオンライン受動的調査の使用事例などに関して、幅広い免除を得られるように私たちは努力しています。この法令に関する交渉の進展は ESOMAR のコミュニティに共有する前に、ESOMAR Plus にご登録の方々にいち早く報告をお届けします。現在、ブリュッセルからは現欧州委員会が任期満了を迎える 2019 年までに、この新しい法令が施行後に破棄される希望があるという情報が届いています。

テキストとデータマイニングのルールも忘れずに!

ヨーロッパの議員達の予定表にはその他にも様々な構想がありますが、その中でも取り上げる価値があるのは著作権法です。著作権法は、EU 法のもとで著作権保護による恩恵を受ける可能性がある、ソーシャルメディアプラットフォームや特に識別可能な言い回しからマイニングされたテキストやデータに対して影響があります。現時点での EU の法案では、著作権の観点からリサーチャーが直面している法的な不確実性を解消する事はできません。ESOMAR は「European Alliance for Research Excellence」と連携し、事例を作成する予定です。

日本と韓国：データ保護とプライバシーにおいてヨーロッパと繋がる

GDPR がずっと抱えている野望の 1 つが、世界中の国がおおむね同じような法令を導入することです。そうすることで充分性認定を可能にし、収集及び使用される個人データが高いレベルの保護を受けている事を前提とした、市場間の個人情報のやり取りが促進されます。その野望はもうすでにヨーロッパにとって実を結び、利益を生んでいるように見えます。なぜなら、日本と韓国のアジア 2 カ国が欧州委員会からの充分性認定の確

保に懸命に務めているからです。そうすることで、世界の経済大国間のデータのやり取りがより容易になります。

日本に関しては、目的は相互の十分性認定を確保することで、日本側もその法的制度が日本の法律によって定められている条件を満たしているか、EU 自体を精査しているのです。今のところ、政府当局者同士の初会合は順調に進み、新しい十分性の合意がすぐそこまで来ているという期待が見受けられます。この 2 つの市場間で働いている調査機関にとって、これは契約プロセスがより簡便になり、関連するペーパーワークが激減することを意味します。

予期せぬ訪問者：GDPR プロセッサ VS コントローラーの困惑

ICO のガイダンスが主導して始まった予期せぬ展開から、ESOMAR は EFAMRO 及び ephMRA と緊密に協力しています。この予期せぬ展開とは、データ処理者とデータコントローラーの役割をどのように扱うかを管理するもので、その内容が市場調査機関とクライアントのパートナーシップの現実と基盤を十分に反映していなかったからです。英国の私達の代理人の意見表明に続いて、この件は欧州データ保護委員会に送付され、現在欧州レベルでの審議に付されています。

この問題は、調査を始める段階でクライアントの情報開示条件に関して大きな予期せぬ問題をもたらす可能性があります。特定の状況下では、クライアント名を開示する事は調査プロジェクトに重大なバイアスをもたらす可能性があるのですが、しかし GDPR の規則では、彼らがプロジェクトのコントローラー（管理者）とみなされた場合、クライアント名を必ず開示しなければならないのです。現在私たちは、このプロセスにおいて最も良い結果を勝ち取り、皆様の業務への影響を最小限に抑えるように、各国当局を代表する活動の準備を進めています。

お分かりのように、規制面においてはまだ多くのなすべき活動があります。ここで紹介した法令やその他の規則についてもっと詳しく知りたい方は、ESOMAR Plus ベーシックプランへの加入を是非ご検討下さい。貴方の業務に深刻な影響を及ぼす可能性のある新しい法案の最新情報をいち早く届けることをお約束します。より詳しくは私たちにご連絡下さい。ここでご紹介した新しい法案があなたのアンテナに引っかかりますように！

キム・スマウター

ESOMAR 広報 & 専門的管理基準 部長